

通信

いわて地域総研



岩手県立西和賀高校

目次

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ●表紙写真 | 1P |
| ●取材記事「ふるさと留学」と西和賀高校の魅力 | 2P～3P |
| ●「こどもたちの放課後事情」岩手大学教育学部 深作拓郎さん | 4P～8P |

NPO法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール

Tel・Fax:019-624-6715

メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

「ふるさと留学」と西和賀高校の魅力

11月12日に「ふるさと留学」を行っている西和賀高校の取材にお伺いしました。

西和賀高は、全校生徒数は106人と小規模校です。3年前から始めた「ふるさと留学」は、県外から高校生を受け入れ、令和6年度は5人の留学生を受け入れました。

西和賀町教育委員会と高校と地域が一体となった活動は、生徒にとつて大きな経験と学びの場として注目されています。

令和7年度には、1学年1学級40人から2学級80人に増えます。そのような西和賀高校の魅力を探るために当研究所事務局員の黒澤が訪問しました。

対応してくださいましたのは、副校長の千葉さん、教育委員会学務課長の照井さん、主任の高橋さん、ふるさと留学生1年の武田さん、根岸さんです。

最初に、ふるさと留学生の武田さんと根岸さんにお話を伺いました。

武田さん

○ふるさと留学に応募した理由について

ふるさと留学に応募した理由は、最初は中学の終わりごろに進路を考えるようになって、八戸市から来たんですけれど、高校を決めるとき岩手の高校にしたいなと思っていて、親は八戸の高校の方が良いのではないかと言われたが、岩手の高校に行きたいという希望を持っていました。そのうちに、親が「ふるさと留学」という



武田さん(左)、根岸さん

制度を教えてくれて、自分に合った高校を探している時につけて受験しました。

○それは岩手にあこがれていたということですか。

僕はもともと岩手で生まれて、里帰りの理由もありました。この学校なら、1人ひとりが充実した教えを受けられるので自分に合っているのではないかと思います。

生まれは北上市です。親が西和賀高校のことを知っていて、実家も近かったから、親がこの高校が一番いいのではないかと言ってくれて、夏の高校の体験入学に参加して、よいなと思いました。

来て見て自然が豊かで、僕は自然が好きでそこからへんもよいし、1人ひとりの人間関係も結構よいし、過ごしやすい学校です。

○地元との結びつきという点では、どうですか。

町の行事、おまつりなどのお手伝い、ボランティアに近いものがありますが、大人の人たちと交流をして、親交を深めて地域の一員として働いていて、最初は慣れない環境なので、不安なこともあったけれど、地域の人たちに関わっていくにしたがって、不安もどんどんなくなってきたのではないかと思います。

「ふるさと留学」で入学して、自分としてはよい体験ができました。今後に生かせるというよいな感じですよ。

休みの日は、男子寮でのんびり過ごしています。

○今後どう生かしていきたいですか。

学校卒業後は、就職したいと思っています。自然が好きなのでフラワーショップで働きたいと思っています。就職先は西和賀ということではなく岩手で働きたいと思っています。

根岸さん

○ふるさと留学に応募した理由について

テレビで地域留学を知りました。そこから自分のやりたい部活とか、地元から離れた所を選んで、西和賀町が出てきて西和賀高校を選びました。

出身は埼玉です。来て見て気温が低くて、景色がきれいです。木々が多いなと思いました。

○留学していろいろ体験したと思うのですが、どうですか。

埼玉では経験できないことをいっぱい経験しました。埼玉で高校生活をしたよりも充実していたんじゃないかと思っています。

西和賀町のことを少しでも知ることが出来ました。

○ここで学んだこと。体験したことを今後どう生かしていきますか。

西和賀町は、深沢晟雄さんの福祉や医療の町でそういう方面に進みやすいところです。

進学は埼玉になりますけれど、いつかは西和賀町に戻って来て、医療系の道に進みたいと考えています。

○地域との結びつきはどうでしょうか。

ボランティアをやっています。あと埼玉とは違う方言だとか、訛りだとか少しあって、聞きなれないことがあったんですが、馴染でいくもんだなど最近感じています。

○地元の同級生との関係はどうですか。

地元の同級生が地域のいろんなところを一緒に紹介してくれたらいい関係をつくっています。

○休みの時はどうしていますか。

部活があります。その他は西和賀町を散歩したり、寮の近くにスーパ―や病院があるので、回ってみたりしています。あとは普通に暮らしています。

夏休みに埼玉に返ったのですが、暑すぎて、人も多かったです。雪が降っても1日か2日です。以上になります。有難うございました。

○学校側の受け入れ体制について

照井さん

学生寮には、寮母さんがいて、いろいろと悩み事などを聞いてサポートしてもらっています。

町としても定期的に学生寮の生徒さんたちの様子を伺ったり、町や同窓会としても生徒さんたちの悩みなどに対応しています。学校としても学期ごとに面談も行っています。

学校と町と地域が連携して取り組んでいます。



照井さん(左)、高橋さん



副校長の千葉さん

こういう体制ができていくことが、学校の魅力になっていくと思います。

「ふるさと留学」は、初めてから3年になります。岩手県の制度で西和賀高校も始めてきています。

「ふるさと留学」もみな同じではなく、違う制度ということもあるのですが、西和賀高校と葛巻高校と大迫高校がそれぞれ別の募集制度になっています。

○ふるさと留学の制度を使って、学生に何を伝えていくのですか。

千葉さん

西和賀町で私たちが提供するというよりは彼らが学んでいくことだと思います。これにより西和賀町の生徒も北上の生徒も県外から来る生徒もこの西和賀町という場所と様々な教育的ないろんな行事や環境活動を通して、そのベースになるのが西和賀町だと思います。

子ども達が生まれ育った所のさまざまな文化があり、この場所で一緒に生活していくということではないかと思えます。

○西和賀高校と交流している高校はありますか。

千葉さん

宮古水産高校とは、20年以上前から交流しています。今回のふるさと留学とは別です。

西和賀高校と宮古水産高校の生徒会同士の交流を行っています。

西和賀町からは、すごい支援をしていただいています。海外留学もしています。5人の子ども達の留学も町から大きな支援を受けています。

これは「地域みらい」というよりは、西和賀町がもともと行ってきたものです。さらに「ふるさと留学」を行っていることによって他県からも来てもらっています。

この活動も探究活動も魅力の一つだと思います。その魅力を生徒たちは十分受けて、いろんなアイデアを出していくことにより、よい循環になっているのではないかと思います。

今回突然の依頼にもかかわらず、熱心に対応してくださりました生徒さん、千葉副校長、西和賀町教育委員会のみなさんに感謝申し上げます。



西和賀町は豪雪地帯。この「雪」を西和賀の資源と捉え、町のチカラに変えていくプロジェクトが「ユキノチカラ」です。| 「特別号ユキノチカラ新聞」



2022年度から始まった西和賀高校×「魅力発見ラポ」

「こどもたちの放課後事情」

9月26日に第25回子育て・教育部会で行われた岩手大学深作拓郎准教授のミニ講座の概要を紹介します。



深作拓郎さんの

プロフィール

- ・岩手大学教育学部(地域社会教育推進室兼務)
- ・専攻・社会教育学・こどもの遊び環境論
- ・出身・茨城県
- ・趣味・音楽鑑賞、ギター、旅行、温泉めぐり

社会教育とは何か

日本国憲法23条は学問の自由、25条は文化的生存権、26条は学習権が規定されています。

教育というのはどうしても26条だけで説明しがちですが、そうではなくて自由権、平等権、社会権というのがあって、そのひとつに学習する権利とか学問の自由というのが位置づけられていて、その自由平等というのが担保されて、それで人権保障としての学ぶ権利というのが保障されているのです。

その学ぶ権利は教育基本法に定められていて、具体的には学校教育法、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されているという構造になっています。

教育基本法第12条に社会教育という条文があ

ります。「①個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定しており、これで公の教育としての学校教育と同等に社会教育というのは位置づけられています。

公教育に位置づけられている社会教育というのは、学校の教育課程以外で行われる教育活動全てを指します。学校教育と違うことは、学校教育は対象者が具体的に学校教育法で明記されていますが、社会教育法では対象者は明記されていません。

社会教育法第2条では、「主として青少年及び成人」となっています。ちょっと曖昧な言い方をしているのですが、なぜかという、自主的、自発的な学習というものを社会教育がベースにしているからなのです。自分で自覚して学びの活動ができるようになる年齢が具体的に明記できないので、「主として青少年及び成人」という書き方をしています。

そういう意味で社会教育の特徴は、学びたい人たちの相互の学び合いを重視している教育活動だということです。

社会教育研究における「こどもの放課後」

そういう社会教育でこどもの放課後というものが、実は社会教育法が発足した1949年はあまり意識されていませんでした。

1971年に今の中教審、当時の社会教育審議会が「急激な社会変化に対応する社会教育の

在り方」という答申を出します。

ここで若者の学習活動を充実させていこうというので青年の家ができていきます。

この1971年答申で在学少年、いわゆる小中高校生の社会教育活動を重視していくべきだという答申が出され、それを受けて1974年に「在学少年に対する社会教育の在り方」という建議が出されています。この答申と建議が出たことで市町村の社会教育行政でも直接こどもへのアプローチというのが積極的に行われていくきっかけになりました。

その背景としては、いわゆる高度経済成長に伴う産業構造とか社会構造、地域構造が変化していったって、その影響と思われるこどもの育ちが60年代の後半ぐらいからいろいろ指摘されるようになっていったって、我々は「三間(さんま)の喪失」と言っていたのですが、「時間・空間・仲間」この3つの間がこどもたちの中で希薄になっていったとか、あるいは「3つの体験(社会・生活・自然)」が不足していった、それがいろんなところに影響していったのではないかということですね。

一例で紹介すると、正木健雄さんという方が、「蝕まれるこどものからだ」というのを学会で発表して、運動遊びの不足というのが、この三間だけではなくて、実際にこどもたちの体にも影響を及ぼしているというのを具体的に明記して、偏平足、いわゆる土踏まずのないこどもたちとか、土踏まずがないと膝とか股関節に影響を及ぼして歩き方がぎこちないとか、走る事ができないこどもたちとか、ジャンプができないこどもたちという、そういう運動生理学ならではの指摘というものをしています。

そういうようなことを受ける形で社会教育学

会でもやつとこどもに焦点を当てた社会教育研究というものが始まっていきます。

70 年代の後半に「地域のこどもと学校外教育」というプロジェクト研究を 2 年間やって学会がまとめの年報を出して、体験活動とことん促進させていって、それによって社会教育がこどもの育ちに寄与していくとされています。

80 年代から当時は思春期心身症という言葉が出てくるのですが、人間関係につまずいてしまっていて、当時は不登校ではなくて登校拒否と言っていました。集団生活に馴染むことが非常に困難なこどもたちというのが出てきました。

それが 90 年代になっていくと、単に体験活動だけやっていけばいいのかという指摘が出てきます。児童館、あるいは学童保育などの福祉領域とのセットでこどもの育ちを総合的に捉えていかないといけないのではないかと指摘が出たり、あるいは子どもの権利条約が国連で採択されたというのも契機となつて、単に体験活動ではない形での社会教育のアプローチが必要じゃないかという議論が本格化してきます。

2000 年代になっていくと事業を通じた育成から、日々の関りとこどもたちの日々の様々な活動への参画に社会教育が関与していくというところに転換させていくべきだという提唱がなされて、今その狭間のところでは社会教育における「こどもの放課後」の研究というのが、いろいろと動いているというのが実情です。

こどもの社会教育

「こどもの社会教育」においては特に「遊び」の体験活動と「参加」を通じた学び育ちが大事です。もうひとつは、正しくこどもの放課後を理解し、そのこどもも観に立ったこどもの活動を支援

する成人の学びの機会というものもきちんと担保し、この 2 つを両輪にしていかなないとバランスの崩れたものになっていくというのが私の考えです。

社会教育研究をしていく上でのベースにしている私のこども観なのですが、現状では 5 つの育というふう整理をしています。①養育・生活・生存(愛情)②遊育・余暇・文化・遊び③役育・生活・役割体験④療育・福祉・医療⑤教育・学習(学びあい・育ちあい)です。

一方私の恩師の増山均さんが「甦育」というものを提起しています。ここで甦育と言っているのが 2 つあって、いまこどもたちは時間的なゆとり、精神的なゆとりもなくなつて、その育ちの中で大人が用意した成功体験しかしていない。本当はたくさん失敗を繰り返す中で、その

失敗の中から何かコツを掴んでできないことができるようになっていく、その失敗をするゆとりとか失敗をする機会というものが全く保障されていない、そこも完全にこどもではなくて大人がコントロールしてしまっている、その失敗をする権利というものを保障していかなければならない。もうひとつが、そういう小さい失敗だけではなくて、いろんな大きな失敗もあるわけで、そこからしっかりと更生する、やり直していく権利、この 2 つが今明らかに不足しているからこそ今の社会の中で甦育というものを重視していくのが必要だということです。

「こども」に関わる政策・施策の近年の傾向

実は近年のこども政策の傾向というのは大きな流れが 2 つあって、まずひとつは「遊び」です。日本小児科医学会とか社会保障審議会が 2015 年から遊びのプログラム等に関する専門委員会

という特別委員会を設置しています。

2018 年に中間答申に出ている、運動あそび・野あそび・感覚造形あそび・発達の 4 分野からプログラム開発と評価、こどもの育ちに遊びがどう寄与しているのかというのをしっかりと検証するという国家プロジェクトが動いています。全国の児童館で展開されています。

なぜ社会保障審議会がこういうことを今やり始めているのかというと、ひとつはこどもたちの育ちの中で日本が「遊び」というものにあまり注目してこなかった。

それは小児科医学会だったりいろんなところから指摘され始めていて、やっぱり「遊び」というものをもう少し日本は丁寧に評価していかないと乗り遅れるのではないかと危機感に立っているということです。

それからビッグデータが蓄積されていって、こどもの時の遊びと成人になってからの生活習慣病の発生との相関が出てきているというのも実はわかり始めています。そういう遊びの研究というのが、実は教育学は乗り遅れていて、小児科とか生理学では動いています。

もうひとつの近年の傾向というのが、こどもの権利保障です。大きくは 2016 年の通常国会で児童福祉法が抜本的に改正されました。

児童福祉法の第 1 条と第 2 条が大きく書き換えられて、はっきりと子どもの権利条約の精神にのっとりという一文が挿入されたというのはものすごく大きいのです。

ところが日本はこどもの総合的な法律は児童福祉法なのですが、福祉というのがついていて、教育の人たちは関係ないと思ってしまうのです。実はそうではなくて、学校教育法でこどものことを定めてないのです。こどもに

関する総合的な法律というのは児童福祉法が実効的な法律で、この法律が抜本的に変わって、日本の国の政策・施策は全て子どもの権利条約の精神に基づいて展開していくという意味表明をした。それを受けて今話題になっている「子ども基本法」にも影響を及ぼしています。

理念として「子ども基本法」を定めて、日本の国は全て子どもの権利条約の精神に基づいて具体的に展開していくとなった。そういう意味で子どもの権利と遊びというのが大きなポイントになってくると考えています。

子ども家庭庁、子ども基本法のポイント

子ども家庭庁と子ども基本法が昨年から動き出しました。今回の子ども基本法で一番のポイントは、いわゆる子どもの参加・参画です。育ちの主体である子どもへのまなざしというのがしっかりと今回の「子ども家庭庁」、あるいは「子ども基本法」のところでは動き出した。足りない部分も多いのですが、ここを最大のポイントにしたというのは評価できると思っています。

今後、我々に求められることはその子どもの参加・参画のスキルをしっかりと私たちは身につけていかなければならない。子どもの参加・参画は何なのかというのを正しく私たちは考えてしっかりと体得して、いろんな実践の中で具現化していかなければいけないという課題も出てきています。

子どもの居場所づくり指針

去年の暮れに「子どもの居場所づくり指針」というものが閣議決定をされています。評価できることとして、まず「子どもの居場所」というものを定義しました。

「子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るものである。」

その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子ども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、子ども・若者の主体性を大切にするのが求められる。」と定義したというのは、すごく大きなポイントを持っていて、とくに後段の数文が入ったというのは大きいなというふうに思っています。

ただ指摘できる点というのもあって、学校や塾なども居場所として位置づけてしまったということが、どう作用するのかというのはいちよと怖いなと思っています。もともと経済的・文化的格差とか生きづらさを抱えている子ども・若者の地域での拠点作りというところから始まっていたのですが、その視点がちよつと最後ボケてしまったというのが残念です。

2 点目は、子どもたちがこの会議で意見を述べる機会は設けられたという部分は評価できるのですが、子ども・若者がしっかりと委員として参画できるという仕組みを作らなかったというのは残念です。

子どもたちがしっかりと委員として当事者性を持って、そこに参画する仕組みというのを用意すべきだったと思っています。

子どもの居場所

「石巻市子どもセンターらいつ」という石巻市唯一の児童館があります。東日本大震災のあとに作られました。ここで大事にしているのが、

子どもの権利をしっかりと柱に据えて、常に子ども参加、参画というものを丁寧に行っている児童館です。

職員会議の中でやっていることは、自分たちの言葉がけとかが子どもたちの思いを汲み取っているつもりで大人が誘導していかないか、大人がいろいろな無意識に誘導してしまっていないかということを職員会議では常に点検しており、子どもとの関わり合いというものをかなり丁寧にやっている児童館です。

もうひとつは、1999年に水沢市の青少年育成市民会議がホワイトキャンパスとパステルハウスという中高校生の子どもたちの居場所というのを立ち上げています。立ち上げから運営に至るまで中高校生のジュニアリーダー会「JAMP」が運営をしている。しっかりと子ども参画というものを謳う前から自然と子ども主体で運営をしているという特徴を持っています。支援組織の「群れの会」のスタッフが毎日常駐している。ただ、この人たちは指導者ではなくて、あくまでも建物管理。この人たちの役割は、空気のようにそこにたたくみ子どもたちを見守る。ただぼつと見ているのではなくて、命に関わる事態をしっかりと回避する役目を持つ。あと相談を受け止める。相談してきたことに対して答えは絶対に言わない。ただ、しっかりと話は聞くということを大切にしています。

研究への着想く抱いた危機感

いま私がやっている研究への着想ということ、弘前の中高校生たちに3年ぐらいつつとインタビュー調査をしています。

その中で「自分の利益のために生徒をけなす」「子どもを信じていない」「私たちの大事な想い

出の品をボランティアの人は瓦礫と呼ぶ」「先生がセクハラしてくる」「過去をえぐらないでほしい」「この数年「ひとりになりたい」「消えてしまいたい」「そっとしてほしい」とこぼすこどもたちが増えてきている。



どもたちが増えてきている。

どうしても今の政策とか居場所づくりの活動は、極端に困難を抱えているこどもたちにはフューチャーしがちなで、それも大事なのですが、普段何気なく何事もないように過ごしているこどもたちも一人ひとり何らかの抱えているものがあって、それを吐き出したり受け止めてくれる時間・空間・仲間、あるいは寄り添ってくれる大人というものを感じられていないんだなというのがこういうところから見えてきています。

このようなことから、単に地域での居場所の乏しさだけではなく、もうひとつ私たちが反省しなければいけないのが、社会や大人への失望、こどもたちがよく言うのが、「どうせ大人はやらせてくれない」「どうせダメっていうに決まっている」「やったところで、どうせ変わるはずがない」などかなり早い段階で諦めさせられる経験しかしていない。

長野県の高校で宮下与兵衛さんという、生徒会活動にすごい力を入れていた先生がいて、彼も著書の中で似たようなことを言っています。

とくに生徒会活動の中で押さえつけてしまっている。こどもたちの自治活動の中で少しでも変だと思ふことに声を上げていく。それで10

0%変わらなくても少しずつ変わっていく、自分たちの手で変えていく経験というものを丁寧にやっていかないと、自治とかそういう意識は芽生えないと言っていて、私もその通りだなと思っています。

もうひとつ良くないのが、2002年に中教審答申で社会活動が大事だと言ってボランティア教育にすごく力入れるようになっていたのです。

青森県も岩手県もボランティア教育指定校とこののができていって、結局何をやっていったかというところ、強制ボランティアなのです。学校の中で指定校になってからやたらボランティアをやったりとか、私もいるところボランティアをしている中高校生を見ると、みんな目が死んでるんです。

年に3回ボランティアをやらないと内申書を書いてくれない。自主的にやっているならいいんですが、半ば強制とか受験対策でやらされている感満載で、これは矛盾だなというふうに思っていて、やっぱりそういうような良かれと思つてやってきているジレンマとか矛盾というのが、放課後とか学校以外にはすごく山積しているなと思っています。

こどものまち

私はその辺のところを変えていかないと、こども・若者の目線に立って考えていかないといけないのではないかなとすごく思っています。

私の研究の中で注目しているのが、冒険遊び場(ブレイクパーク)とか、「こどものまち」という取り組みです。「こどものまち」というのはもともドイツで始まった取り組みで、こどもたちが自分たちで遊びながらまちを作っていくとい

う取り組みです。こどもたちがこういう仕事が必要だとなって仕事やお店が立ち上がったたりするのですが、そういうのも一切こどもたちの自治に任せるといふ取り組みです。弘前で2015年からスタートして今年で10年目を迎えています。

我々が決めるのは日時と場所と予算だけです。あとは全部こどもたちに考えてもらいます。

まず「こどものまち」の参加者というのがいて、弘前は1年生から6年生が市民として参加します。それ以外にこどもスタッフというのがいて、小学4〜6年生のこどもたちでこどもスタッフになりたい子になってもらっています。「こどものまち」は大人がいないので、私たち大人は先住民族らぶチアノ族になります。

こどもスタッフを経験した子たちが、らぶチアノ族ジュニアとして参加してくれています。

まちの大枠のところは、ほとんどジュニアの子たちが考えてくれています。

ジュニアの子たちが1年間かけて色々考えてくれて、「こういうふうにこどもスタッフの子たちに振ればいいんじゃない?考えてもらえばいいんじゃない?」というようにことを考えてもらって、それをこどもスタッフ会議で考えてもらいます。

ですからこどもスタッフ会議が終わるまで「こどものまち」がどうなるかというのは全く私たちには見えません。全部このこどもスタッフで考えてもらいます。大体6回の会議で決めて考えて編み出してもらいます。

銀行が立ち上がったたり、市長選挙もあったり、土地転がしがあつたり、ローンも組んだり、いろいろな世界が展開していきます。自分たちで考えて、自分たちで話し合つて合意形成していく

ので、危なくないかとよく聞かれるのですが、見ているほとんど危ないことはないです。小さな小競り合いは発生しますが、大きな喧嘩には発展しません。大体話し合いで何とかなっています。

こどもスタッフのアンケートでは、小学生なので楽しかったという言葉が一番多いのですが、それをヒヤリングや自由記述で掘っていくと、何が楽しかったかというところ、たくさん話し合えたとか、協力できたとか、いっぱい考えたとか工夫できたというのが出てきていて、やっぱり自分たちで考えて実現させていくという一連の過程そのものに手応えを感じているというのが読み取れます。

中高生世代からの調査分析

私の研究の中で力を入れているのは、ジュニアの中高生世代からの調査というものに力を入れてやっています。中高生世代の子たちのアンケートとヒヤリング調査の中で、20人のジュニアのうち13人が生徒会役員をやっていたというのを初めて知って、「なんで生徒会みんなやっているの」と私が聞いたら、「変えたいことを話し合っただけでいいと教えてくれたのは、こどものまちでしょ。おいちゃんでしょ。」と言われて、あんまり意識してなかったのですが、そういうことを言われたのはちょっとびっくりしました。

やっぱり当事者性とか主体性とか、市民性・世代性というのは、こういうところで形成されているんだなというのは感じているところです。

なぜこういうのが成り立っているのかというのを分析していくと、「フラットな人間関係」とか、「逢えることの喜び」とか、「自主性と自由の

担保」という3つにまとめました。その中でひとつ印象的だったのが、いま大学2年生の子が、高校3年生の時のヒヤリングで言っていたことで、「自分たちで責任が取れるからおもしろい」と。「なぜ自分たちで責任が取れるの?」と言ったときに、「この人たちはみんな失敗を失敗としないよね。まずやってみてうまくいかなかったらまた考えればいいじゃんってなるよね。」

だから責められることもないし、うまくいかなかったらまたそこでみんなで考え合えるからいいんだ」と言っていたのがすごく私は印象的でした。

それをさらにまとめていくと、「主体的参加」と「合意形成」で展開されている。そこはこどもだけのこどもならではの公共が発生しているのではないか。

ここではあえて発生という言葉を使いました。公共というのは作られるのではなくて、参加と合意形成の中で自然とまとまってくるのが公共なのではないかなというふうには、この「こどものまち」を見ている中で感じていたので、あえて発生という言葉でまとめています。

これはさらに言うと、西川正さんという方の著書の中で、これからのまちづくり、市民参加という中で「目的・目標やリスクを含めた完成までの過程の共有が大事だ。答え合わせではなく、応えあっていく関係を地域社会に落とし込んでいくことが大事だ。これを根拠のない信頼関係」というふうに言っていて、エビデンスが大事なのではなくて、それも大事だけでも、そうじゃない信頼し合える関係性を地域の中に作っていくことが大事だということを言っています。

さっき言った失敗を失敗としない。まさしくリスクを含めてということがそこなのかなと

いうふうに思っています。

彼らの関係性というものをずっと見ていくと、何をやったかではなくて、そこで呼応しあえる・共鳴しあえる関係性がしっかりと担保されているということが大事で、「For」じゃなくて「With」で成り立つんだろうなというふうに考えています。

課題・今後の展望

不登校の問題というのをこれから調査していくという中で、こどもの主体性とかこどもの自治というものを保障していく、成功体験だけではなくて、失敗してもまた考えればいいよねというような、そういう場と関係性を作っていくということが必要ではないのかと思っています。

いま遊びが脳科学・生理学、社会医学・小児科学でかなり研究されているという話をしたのですが、医学とか司法とか福祉とか、そういうところも包含してこどものことを捉えていく。そういうところともしっかりとタックを組んでこどもの育ちの問題というのを捉えていかないと、学習権だけでは限界があるというふうには思っています。

学びの保障だけに収れんさせていくと、こどもたちの暮らしの中から出てくる様々な課題とか、生きづらさというものを見落としてしまう。特定のところに集中してしまうのではなくて、日々のこどもたちを幅広く捉えていかないと、不登校の問題というのでも捉えきれないのではないかと考えています。